



剪定枝と刈草を受け入れます

☎ 農務課農政係（第2庁舎 ☎23-3331 内線522～525）

市内の各家庭や事業所で排出される樹木の剪定枝と刈草を堆肥センターで受け入れます。

受入期間

5月1日～9月25日の毎週土・日曜日、祝日

受入時間

- 5月～8月：午前9時～午後5時
 - 9月：午前8時～午後4時
- ※どちらも正午～午後1時を除く

受入場所

堆肥センター内刈草・剪定枝受入施設
（喜門別町45-3）

受入方法

剪定枝の受け入れは、枝の直径が15cm未満で、長さが1.5m以下のものに限りです。枝の直径と長さをそろえて搬入してください。

搬入できないもの

- ごみ（空き缶・袋・石など）が混入しているもの
- 抜根
- 廃材、薬剤処理・着色などを行っているもの
- くぎや金属が付着しているもの

注意事項

- 剪定枝をひもなどで束ねて持ち込んだときは、ひもは外して持ち帰ってください。
- 搬入時は、現地職員の指示に従ってください。



伊達消防署からのお知らせ

4月20日～30日は「春の火災予防運動」

予防運動期間中は、消防職員と団員が防火査察や出動訓練、防火宣伝などを行います。

火災予防運動の重点目標は次のとおりです。

- 住宅防火対策の推進
- 放火火災防止対策の推進
- 特定防火対象物などでの防火安全対策の徹底
- 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導などの徹底
- 林野火災予防対策の推進

統一標語

「無防備な 心に火災が かくれんぼ」



☎ 予防課予防係（☎23-8119）

意外と身近な危険物

「危険物」というと私たちには縁のない印象がありますが、実はガソリンや灯油などの燃料はもちろん、マニキュア・ヘアースプレー・殺虫剤・ペンキ・エアゾール製品など、私たちの身の回りには危険物を利用した製品がたくさんあり、生活になくてはならないものになっています。

一度、身近にある物を手にとって、注意書きなどを見てみてください。製品に書かれている使用上の注意事項などで、正しい取扱方法や保管方法を確認し、事故を未然に防ぎましょう。

家庭内の危険物の事故を防ぐポイント

- 子どもの手の届かないところに置く
- 高温になる場所には置かない
- フタは確実に閉める
- 定期的に換気する
- 使用中は火気厳禁

☎ 予防課保安係（☎23-8119）



知っておきたい福祉の話

☎ 社会福祉課障がい者福祉係（市役所1階 ☎ 番窓口 ☎ 23-3331 内線319・320）・大滝総合支所（☎ 68-6111）

福祉タクシー・燃料併用助成券を交付します

市では、市内にお住まいで心身に重い障がいのある方の外出を支援するため、タクシーを利用する場合や自家用車の給油に使用できる「福祉タクシー・燃料併用助成券」を交付します。

対象

- 伊達市に住民登録があり、次の手帳をお持ちの方
- 身体障害者手帳1級・2級
 - 療育手帳A判定
 - 精神障害者保健福祉手帳1級
- ※医療機関に入院している方や社会福祉施設に入所している方、市寝たきり高齢者等移送サービス事業に登録している方は対象になりません

交付助成券

年間6,000円分（500円×12枚綴）



受付日時

平日の午前8時45分～午後5時30分

受付場所

- 社会福祉課障がい者福祉係
- 大滝総合支所

手続きに必要なもの

- 該当する手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）
 - 印鑑（認印）
 - 自動車検査証（自家用車の燃料代に利用する方のみ）
- ※利用できる車両は、障がい者本人か介護者が所有・運転する「自家用車」（1人1台）に限る



浄化槽設置費補助金のお知らせ

☎ 下水道課総務係（市役所3階 ☎ 23-3331 内線422・423）

補助対象者

- 次の全ての要件を満たす方
- ① 専用住宅か店舗等併用住宅に浄化槽を設置する方（ただし、店舗等併用住宅で使用する場合は、店舗等部分にかかる人槽分は補助対象から除く）
 - ② 市税を滞納していない方
 - ③ 住宅などを借りている場合は、賃貸人の承諾を得られている方
 - ④ 来年3月15日までに設置工事・諸手続きを終えられる方

補助対象の浄化槽

- 処理対象人員が10人以下のもの
- 浄化槽の機能や保証登録状況などが一定の要件を満たすもの

予約方法など

先着順に受け付けますので、施工業者と相談の上、お早めにお申し込みください。
申込用紙は、担当課でお渡ししています。

補助金額

浄化槽の設置にかかる最小限度の費用（1,000円未満は切り捨て）で、限度額は次のとおりです。

- 5人槽 …646,000円
- 6～7人槽 …809,000円
- 8～10人槽 …1,086,000円

※人槽は、住宅の延床面積などで決まります。実際に住む方の人数ではありません

※水洗トイレへの改造工事と排水設備工事にかかる費用は補助の対象にはなりません。既存住宅に浄化槽を設置する場合は、無利子の貸付制度を用意していますので、あわせてご利用ください

その他

浄化槽の設置後は、保守点検・清掃・法定検査の受検などが義務付けられていて、費用は浄化槽を設置した方の負担になります。